

貸与奨学金の在学猶予について

以前、日本学生支援機構奨学生だった方へ

以前、貸与を受けた日本学生支援機構奨学金について、大学院在学中の返還猶予を希望する方は、次の手続を行ってください。

この手続をすることにより、修了まで返還の猶予（先延ばし）を受けることができます。

手続期間	4月2日(月)～4月27日(金)
手続方法	スカラネット・パーソナルにて「在学猶予願」を提出（入力）
対 象	① 標準修業年限を超えて在学する方 ② 大学、大学院を卒業・修了又は退学後本学に入学した方
学校番号	入力の際に下記の学校番号が必要となります。 中央大学 学校番号 304036-01
備 考	「返還のてびき」巻末綴込の「在学届」を記入の上、手続期間内に厚生課・理工学部学生生活課まで提出していただく方法でも手続は可能です。

以前、中央大学貸与奨学生だった方へ

2018年度本学大学院に入学した方で、以前、貸与を受けた中央大学貸与奨学金について、大学院在学中の返還猶予を希望する方は、次の手続を行ってください。

この手続をすることにより、修了まで返還の猶予（先延ばし）を受けることができます。

手続期間	4月2日(月)～4月27日(金) 窓口受付時間内(厳守)
手続窓口	厚生課・理工学部学生生活課
提出書類	①「在学届」(所定用紙：サーモンピンク色の用紙) 入学手続書類に「中央大学貸与奨学金返還猶予のための在学届提出について(お知らせ)」として同封してあります。 ②大学院学生証のコピー(①に貼付してください。)
持ち物	学生証(有効期限に2018年度が含まれるもの)